

○千葉市斎場設置管理条例

平成 16 年 9 月 29 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 本市は、火葬及び葬儀を行う施設として、次のとおり斎場を設置する。

名称	位置
千葉市斎場	千葉市緑区平山町 1762 番地 2

(施設)

第 2 条 千葉市斎場(以下「斎場」という。)の施設は、次のとおりとする。

- (1) 火葬施設
- (2) 葬儀式場
- (3) 霊きゅう自動車
- (4) 葬儀用祭壇

(休場日及び使用時間)

第 3 条 斎場の休場日は、1 月 1 日(火葬施設にあつては、1 月 1 日及び市長が別に定める日)とする。ただし、市長が斎場の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休場日を変更し、又は休場日以外の日に休場することができる。

2 斎場の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(葬儀式場にあつては、午後 10 時まで)とする。

3 [第 1 項ただし書](#)の規定は、[前項](#)の使用時間の変更について準用する。

(指定管理者による管理)

第 4 条 斎場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) [次条第1項](#)に規定する使用の許可及び[第8条](#)の規定による使用の制限等に関する業務
- (2) 斎場の維持管理に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(使用の許可)

第6条 斎場の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、斎場の管理運営上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[前条第1項](#)の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 斎場の施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) [前3号](#)に掲げる場合のほか、斎場の管理運営上支障があると認めるとき。

(平成20条例35・一部改正)

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、[第6条第1項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、斎場の施設の使用を制限し、若しくは停止し、[第6条第1項](#)の許可を取り消し、又は斎場からの退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により[第6条第1項](#)の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) [前条第1号](#)から[第3号](#)までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(4) [前3号](#)に掲げる場合のほか、斎場の管理運営上支障があると認めるとき。

(平成 20 条例 35 ・ 一部改正)

(意見の聴取)

第 8 条の 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、[第 7 条第 3 号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定による求めがあったときは、[第 7 条第 3 号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(平成 20 条例 35 ・ 追加)

(使用料)

第 9 条 使用者は、[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

2 [前項](#)の使用料は、前納とする。ただし、霊きゅう自動車使用料及び市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手續等)

第 12 条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 [前項](#)の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、[前項](#)の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、斎場を最も適切に管理することができると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 斎場の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) 斎場の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 斎場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 22 条例 7・一部改正)

(管理の基準)

第 13 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、斎場の管理を行わなければならない。

(平成 17 条例 5・一部改正)

(委任)

第 14 条 [この条例](#)に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、規則で定める日から施行する。ただし、[第 12 条](#)の規定は、公布の日から施行する。

(平成 17 年規則第 4 号で平成 17 年 6 月 1 日から施行)

(千葉市霊園設置管理条例の一部改正)

- 2 [千葉市霊園設置管理条例\(昭和 39 年千葉市条例第 42 号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 5 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 4 条の規定 平成 17 年 6 月 1 日

附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 35 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 19 日条例第 44 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の千葉市斎場設置管理条例別表第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の使用の許可に係る葬儀式場、霊きゅう自動車及び葬儀用祭壇(以下「葬儀式場等」という。)の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る葬儀式場等の使用料については、なお従前の例による。

別表

(平成 25 条例 44 ・ 一部改正)

1 火葬施設使用料

区分	単位	市内居住者	市外居住者
ア 12 歳以上の遺体	1 体	6,000 円	60,000 円
イ 12 歳未満の遺体		3,000 円	30,000 円
ウ 死産児		1,500 円	15,000 円
エ その他(人体の一部)	1 柩	1,500 円	15,000 円

備考 市内居住者に係る使用料は、ア及びイにあつては死亡者の死亡時の住所が、ウにあつては分娩時の父又は母の住所が、エにあつては使用者の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

2 葬儀式場使用料

(1) 式場

区分		市内居住者	市外居住者
1 室 1 日につき	100 人席用	77,140 円	154,280 円
	50 人席用	38,050 円	77,140 円

備考

- 午後 4 時から翌日の午後 3 時までをもって 1 日とする。
- 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

(2) 霊安室

区分	市内居住者	市外居住者
1 体 24 時間につき	5,140 円	10,280 円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

3 霊きゅう自動車使用料

区分		10 キロメートルまで	10 キロメートルを超える場合 1 キロメートルまでごとに
1 台につき	市内居住者	4,730 円	130 円
	市外居住者	15,420 円	270 円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

4 葬儀用祭壇使用料

区分	祭壇		棺掛	鯨幕	焼香具	使用期間
市内居住者	5 段	13,260 円	130 円	130 円	130 円	3 日
	3 段	8,330 円				
市外居住者	5 段	42,780 円	270 円	270 円	270 円	2 日
	3 段	37,850 円				

備考

- 1 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。
- 2 使用期間を超えて使用する場合は、当該使用期間を超える 1 日につき、この表に掲げる使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額(10 円未満切捨て)を加算する。使用期間中に葬儀用祭壇の位置を変更する場合も、同様とする。